研究費等不正防止計画

株式会社 Pale Blue

株式会社 Pale Blue は、不正を発生させる要因を把握し具体的な不正防止に対応するため、 不正防止計画を以下のとおり策定する。

- 1. 研究員等の意識向上に関する事項
- ① 研究活動にかかわる者を対象に研究倫理教育を実施し、研究不正行為防止の意識向上 を図る。
- ② 適切な研究費の管理・執行を行うため関係規則等を周知徹底し、遵守に努める。
- ③ 公的資金等により研究活動を行う者に対し、不正を行わない旨の誓約書を提出させる。
- 2. 公的資金等の適正な執行管理に関する事項
- ① 物品の発注・納品確認を明確化 物品の発注権限等を明確にするとともに、物品の検収受け入れ体制を整備する。
- ② 旅費支給に関する体制の整備 出張旅費に関する不正を防止するため、旅行日程や宿泊の有無等の実態の把握に努め る。
- ③ アルバイト等に支給する賃金・謝金に関する体制の整備 勤務実態のない謝金や賃金の請求などの不正を防止するため、勤務日や勤務時間等の 実態の把握に努める。
- 3. 特殊な役務に関する検収
- ① 特殊な役務についてはその成果物を発注者以外の者が確認し、成果物がない機器の保守・点検については、それぞれ保守・点検完了報告書を提出させると共に現場に立ち会い確認する。
- 4. 監査体制に関する事項
- ① 統括管理責任者の下、研究費の適正な運用、管理について実効性のある監査を実施する。
- 5. 不正取引に関与した業者への処分に関する事項
- ① 不正取引に関与したと認められた業者については、取引停止等の厳格な処分を行う。
- 6. その他不正防止に必要な事項
- ① 研究費の不正への取り組みに関する会社の方針及び意思決定手続きを外部に公表する。